

東松山市介護予防・日常生活支援総合事業単位数サービスコード表

東松山市介護予防訪問介護相当サービス サービスコード表(令和6年4月1日～)

サービスコード		サービス名称	算定項目	合成単位数	算定単位		
種類	項目						
A2	1111	訪問型独自サービス11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合 要支援1・2 (週1回程度) 1,176単位	1,176	1月につき		
A2	2111	訪問型独自サービス11日割	要支援1・2 (週1回程度) 39単位	39	1日につき		
A2	1211	訪問型独自サービス12	要支援1・2 (週2回程度) 2,349単位	2,349	1月につき		
A2	2211	訪問型独自サービス12日割	要支援1・2 (週2回程度) 77単位	77	1日につき		
A2	1321	訪問型独自サービス13	要支援2 (週2回を超える程度) 3,727単位	3,727	1月につき		
A2	2321	訪問型独自サービス13日割	要支援2 (週2回を超える程度) 123単位	123	1日につき		
A2	C211	訪問介護独自 高齢者虐待防止未実施減算11	高齢者虐待防止措置未実施減算	12単位減算	-12	1月につき	
A2	C220	訪問介護独自 高齢者虐待防止未実施減算11日割		要支援1・2 (週1回程度)	1単位減算	-1	1日につき
A2	C212	訪問介護独自 高齢者虐待防止未実施減算12		要支援1・2 (週2回程度)	23単位減算	-23	1月につき
A2	C213	訪問介護独自 高齢者虐待防止未実施減算12日割			1単位減算	-1	1日につき
A2	C214	訪問介護独自 高齢者虐待防止未実施減算13		要支援2 (週2回を超える程度)	37単位減算	-37	1月につき
A2	C215	訪問介護独自 高齢者虐待防止未実施減算13日割			1単位減算	-1	1日につき
A2	6001	訪問型独自サービス 同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 10% 減算		1月につき	
A2	6003	訪問型独自サービス 同一建物減算2	事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 15% 減算			
A2	6002	訪問型独自サービス 同一建物減算3	同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	所定単位数の 12% 減算			

サービスコード		サービス名称	算定項目	合成 単位数	算定 単位
種類	項目				
A2	4001	訪問型独自サービス 初回加算	ハ 初回加算	200単位加算	200
A2	4003	訪問型独自サービス 生活機能向上連携加算Ⅰ	ニ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算Ⅰ	100
A2	4002	訪問型独自サービス 生活機能向上連携加算Ⅱ		(2)生活機能向上連携加算Ⅱ	200
A2	6102	訪問型独自 口腔連携強化加算	ホ 口腔連携強化加算	50単位加算	50
A2	6269	訪問型独自サービス 処遇改善加算Ⅰ	ヘ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算Ⅰ	所定単位数の137/1000加算
A2	6270	訪問型独自サービス 処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算Ⅱ	所定単位数の100/1000加算
A2	6271	訪問型独自サービス 処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算Ⅲ	所定単位数の55/1000加算
A2	6278	訪問型独自サービス 特定処遇改善加算Ⅰ	ト 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	所定単位数の63/1000加算
A2	6279	訪問型独自サービス 特定処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ	所定単位数の42/1000加算
A2	6281	訪問型独自サービス ベースアップ等支援加算	チ 介護職員等ベースアップ等支援加算	所定単位数の24/1000加算	1月につき

※介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算並びに介護職員等ベースアップ等支援加算は、令和6年5月31日まで算定可能です。

…変更
…新設